

広報がまごおり発行要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、広報がまごおり(以下「広報」という。)の発行、配付等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報の作成)

第2条 広報の作成は、企画部秘書広報課において行うものとする。

(広報の掲載事項)

第3条 広報には、次の事項を掲載する。

- (1) 条例、規則その他告示等で、市民に周知徹底を要するもの
- (2) 市の行政、財政その他一般的事項で、市民に周知を要する事項
- (3) 市政に対する市民の理解協力を必要とする事項及び民意の啓発に関する事項
- (4) 市民生活に必要な事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(広報の発行)

第4条 広報は、毎月25日に発行する。ただし、発行日が休日に当たるときは順次繰り上げ、災害その他特別の理由がある場合は休刊し、臨時に必要な場合は号外を発行することができる。

(広報主任者の設置)

第5条 広報の発行を円滑にするため、次の各号に定める課等に広報主任者各1人を置く。

- (1) 蒲郡市事務分掌規則(昭和52年蒲郡市規則第3号)に定める課等
- (2) 蒲郡市民病院事務局
- (3) 会計室
- (4) 蒲郡市水道事業事務分掌規程(昭和52年蒲郡市水道管理規程第6号)に定める課
- (5) 蒲郡市消防本部総務課
- (6) 蒲郡市議会事務局
- (7) 蒲郡市教育委員会事務局処務規則(昭和34年蒲郡市教育委員会規則第5号)に定める課、蒲郡市立図書館及び蒲郡市博物館
- (8) 蒲郡市監査事務局

2 各課等の長は、所属係長又は係長相当職以上の職にある者の中から広報主任者を指定する。

3 各課等の長は、所属係長又は係長相当職以上の職に該当する者がいない場合は、その他の職員を指定する。

(会議等の開催)

第6条 秘書広報課長は、必要に応じ広報主任者会議を開き、広報に関する研修及び意見の聴取等に努めなければならない。

(原稿の提出)

第7条 各課の長は、広報掲載原稿を別に定める原稿提出期限日までに秘書広報課長に提出しなければならない。

(広報の編集)

第8条 秘書広報課長は、提出を受けた原稿を審査の上編集し、企画部長の決裁を得なければならない。

(広報による広告)

第9条 市長は、蒲郡市広告掲載要綱第6条に規定する広告掲載の決定をしたときは、広報に広告を掲載する。

2 前項の広告に掲載する場合、広告料を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、広告料を減免することができる。

3 広告料金は、毎年度に広告の形状、客観的情勢等を考慮して変更することができる。

(広報の配布)

第10条 広報は、市の区域内の世帯及び市長が必要と認める者に対し、無料で配布する。

2 市長は、市の区域内の世帯に対する広報の配布を蒲郡市総代連合会に委託する。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。